

答 申 第 1 0 8 号
(諮 問 第 1 1 0 号)

令和 5 年 (2023 年) 4 月 25 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 8 月 31 日付け鎌総第 1564 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）12月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「1、村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約書の文書一式及び再委託契約書の文書一式 2、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会が調査、協議、検討等を実施した一切の文書（3回分） 3、村岡・深沢地区全体整備構想（案）及び、参考資料を鎌倉市が取得した時の、委託業務完了届の一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和3年（2021年）1月22日付けで行った行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）12月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約書の文書一式及び再委託契約書の文書一式」（以下「請求文書1」という。）、 「村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会が調査、協議、検討等を実施した一切の文書（3回分）」（以下「請求文書2」という。）及び「村岡・深沢地区全体整備構想（案）及び、参考資料を鎌倉市が取得した時の、委託業務完了届の一切の文書」（以下「請求文書3」という。）に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書のうち、請求文書2について、令和3年（2021年）1月22日付け鎌倉市指令深地第46号で行政文書一部公開決定（以下「本件処分1」という。）を、請求文書1及び請求文書3について、文書が存在しないとして、同日付け鎌倉市指令深地第46号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）5月21日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）5月21日付けで提出した審査請求書、同年7月7日付けで提出した反論書、同年8月2日付けで提出した再反論書及び令和4年（2022年）9月16日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託（以下「調査業務委託」という。）の成果物と思われる「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」（以下「整備構想案」という。）には、委託者として藤沢市とともに鎌倉市が記載されているにもかかわらず、鎌倉市が調査業務委託を実施しておらず、また、成果品として整備構想案を取得していないとして不存決定処分をしたことは不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定及び行政文書不存決定理由説明要旨

令和3年（2021年）6月18日付けで提出された弁明書、同年7月26日付けで提出された再弁明書及び令和4年（2022年）10月6日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 個人の氏名は戸籍的事項に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第6条第1号に該当するため非公開とした。

(2) 整備構想案は、鎌倉市が構成員となっている村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）において策定されたものである。

(3) 鎌倉市は、平成19年度に、深沢地区事業促進調査業務（その1）（以下「促進調査業務」という。）の業務委託を実施しているが、促進調査業務は調査業務委託とは別の委託契約であり、促進調査

業務に係る文書は請求対象文書にあたらぬ。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件処分1に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、検討委員会により作成された文書一式であり、本件処分2に係る対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、調査業務委託に係る契約書に関する文書一式並びに整備構想案及び参考資料の取得に係る委託業務完了届等の文書一式である。

実施機関は、本件処分1について、条例第6条第1号に該当するとして、本件文書の一部を非公開とし、本件処分2について、本件請求の対象となる文書がなかったことから不存在決定処分を行った。

そこで、実施機関が行った本件処分1及び本件処分2の妥当性について検討することになるが、本件処分1については争いがないことから、本件処分2において本件請求対象文書を不存在とした実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の不存在について

ア 審査請求人は、調査業務委託の成果物である整備構想案には、委託者として「鎌倉市拠点整備部鎌倉深沢地域整備課」との記載があることから、鎌倉市は調査業務委託の当事者として、調査業務委託の委託契約書や委託業務完了届等を保有しているはずであり、これらの文書は存在しないとするとする実施機関の説明は不当であると主張する。

イ 当審査会が職権で調査したところによれば、村岡・深沢地区全体の整備の方向性については、検討委員会を設置し検討しており、鎌倉市は当該委員会の構成員であった。検討委員会での整備構想案の取りまとめについては、独立行政法人都市再生機構（以下単に「都市再生機構」という。）が行っていた。鎌倉市は、都市再生機構に促進調査業務を委託していたが、その成果物の内容は整備構想案のそれと相当程度に重複していた。また、整備構想案には、受託者として都市再生機構が、委託者として藤沢市と

ともに鎌倉市が記載されていることが認められた。しかし、鎌倉市が整備構想案の策定について都市再生機構との間で業務を委託する旨の契約書を取り交わしていることを認めるには至らなかった。

ウ この点、実施機関は大要次のように説明する。

(i) 鎌倉市は、検討委員会による整備構想案の策定とは別に、独自に都市再生機構へ促進調査業務を委託しており、その成果が整備構想案に反映されたものである。

(ii) そのため、鎌倉市は都市再生機構に整備構想案の策定業務を委託していない。

(iii) したがって、整備構想案を成果物とする調査業務委託の委託契約書や委託業務完了届等を市として作成又は取得しておらず、行政文書として存在しない。

エ これら実施機関の主張については、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 12 / 14	行政文書公開請求書が提出される
R 3 / 3 / 3	行政文書一部公開決定通知書及び行政文書不 存在決定通知書交付
5 / 2 1	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域 整備課 審査庁：総務課）
6 / 1 8	処分庁が審査庁に弁明書を提出
7 / 7	審査請求人が審査庁に反論書を提出
7 / 2 6	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
8 / 2	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
8 / 3 1	審査会に諮問
R 4 / 9 / 1 6	審査請求人が審査会に意見書を提出
1 0 / 6	第 139 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 1 / 7	第 140 回審査会で審議
1 2 / 9	第 141 回審査会で審議
R 5 / 1 / 2 5	第 142 回審査会で審議
2 / 2 4	第 143 回審査会で審議
4 / 7	第 144 回審査会で審議
4 / 2 5	答申（第 108 号）